

5月22日は 国際生物多様性の日/

私たちを支える生物多様性

本市では、生きものを守り、生きものから多く の恵みを享受できる自然共生社会「人と生きもの が 育みあうまち うつのみや を目指しています。 生物多様性の大切さを知り、できることから生 物多様性を守る取り組みを始めてみましょう。

疊環境保全課☎(632)2405

生物多様性とは

生物多様性とは「生きものの個性と自然とのつ ながりの豊かさしのことです。

今日、地球上には さまざまな個性を持 つ生きものが存在し ています。これらの 生きものは自然環境 の中でつながり合い、 さまざまな生態系を 形成しています。



私たちの生活と生物多様性

私たちの生活は、生物多様性がもたらす自然の 恵みによって支えられています。森は二酸化炭素 を吸収し、酸素を作り、災害から人間を守ってく

れています。また、食べ 物など、生活に欠かすこ とのできないものの多く は生物多様性がもたらす 自然の恵みです。



生物多様性の危機

開発や乱獲、人口減少や高齢 化による管理者不足、外来種の 侵入、気候変動などにより、生 物多様性は今も危機にさらされ ています。



生物多様性を守るために

生物多様性を守るために、私たち一人ひとりに もできることがあります。生きものを観察し、生 物多様性について学ぶなど、身近なところから、生 物多様性を守る取り組みを始めてみましょう。

■生物多様性について知ろう

本市では、生物多様性についての情 報を発信するツイッターアカウントを 開設しています。ぜひご覧ください。



- ▼アカウント @u biodiversity
- 私たちにできることを考えよう
- ▼自然のものをむやみに取ったり、傷つけたりし
- ▼ペットは最後まで責任を持って飼う。

知っていますか 外来種のこと

外来種とは、カミツキガメのようにもともと その地域にいなかったのに、人間によって他の 地域から入ってきた生きもののことを指します。

外来種の中には、私たちの暮らしに欠かせな い生きものもたくさんいる一方で、地域の生態 系や農作物に被害を与えたり、人間に直接危害 を加えたりする生きものもいます。

特に、海外起源の外来種で あって、生態系などに被害 を及ぼす恐れのある生きもの は、外来生物法(※)によって「特 定外来生物」に指定され、そ の飼養、栽培、保管、運搬、



輸入などの取り扱いが規制されています。

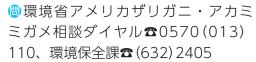
∖令和5年6月1日から/

アメリカザリガニ・アカミミガメが条件付特定外来生物に指定されます!

指定されると法律で禁止されること

- ▼生きた個体を野外に逃がしたり、放 したりする。
- ▼生きた個体の輸入、販売、購入。
- ▼生きた個体を広く配る(頒布)。
- ▼販売・頒布を目的とした飼育など。
- ▼加工などをして販売するために商業 的繁殖を行う。

ただし、一般的な特定外来生物と は異なり、今まで通りご自身で捕ま えてペットとして飼育することは禁 止されません。ただし、終生飼育が 原則です。







▲アカミミガメ